

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市が実施するまちづくり交付金事業について、国の定める「まちづくり交付金事後評価実施要領（平成18年4月1日国土交通省制定）」に基づき委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 まちづくり交付金評価委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価に係る審議

委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画で設定された目標の達成状況等についてその妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等にかかる審議

委員会は、今後のまちづくりの方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験のある有識者等の中から、市長が任命した5人以内の者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 委員会に、特別な事項を審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別な事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(召集及び議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。